

被保険者の皆様へ

N I P P O健康保険組合

被扶養者資格の再確認（検認）実施について

標記の件、健康保険における被扶養者資格の再確認を行います。

被扶養者資格はマイナンバーによる情報連携を行い、事前に自治体や行政機関から再確認に必要な情報を取得し、調査対象者を絞り込んで実施いたします。

記

目 的： 被扶養者に認定されている方が健康保険の扶養基準を満たしているかを確認するものです（検認）。

検認は毎年実施するよう厚生労働省より指導を受けており、皆様の大切な保険料から公正な給付事業を維持するとともに、高齢者医療制度や介護保険制度への支援金拠出額の適正化を図るためにも必要な確認作業となります。

対 象 者： 下記に該当する被扶養者を有する方 ※1

- ・ 年間収入が 118 万円以上（60 歳以上は 168 万円以上）の方 ※2 ※3
- ・ 給与・年金以外の収入（営業収入、不動産収入 等）がある方
- ・ 情報連携により自治体および行政機関から情報が取得できなかった方
- ・ 配偶者以外の被扶養者を有し、配偶者が被扶養者となっていない方（夫婦共働きの方）

※1 令和 8 年 7 月 1 日時点の加入状況で対象者を決定しております。ただし、4 月 1 日以降に認定した被扶養者は除外いたします。

※2 健保の扶養基準となる収入は年 130 万円（60 歳以上は 180 万円）未満、月 108,334 円（60 歳以上は 15 万円）未満ですが、非課税通勤費等の確認のため検認の対象者は 118 万円（60 歳以上は 168 万円）以上としております。

※3 19 歳以上 23 歳未満は扶養基準額が年 150 万円、月 125,000 円となりましたが、調査対象者は 60 歳未満の方と同様に選定します。

実施方法： 検認の対象となった方のみ、NIPPO 健保組合もしくは事業所担当者より案内メールが届きます。メールの案内に従い「iBss」にログインし、ご回答をお願いします。

送信時期：令和 8 年 8 月 3 日（月）より順次

必要書類：別紙「ご提出をお願いする書類に関して」をご確認ください

提出期限： 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）

※期限までに提出がない場合、被扶養者資格は無効となりますのでご注意ください。(健康保険施行規則)

個人情報： 健保組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、情報照会に際しての本人の同意は不要となります。(番号法第十九条)

取得した個人情報、提出いただいた調書、添付書類は健保組合の確認作業にのみ使用し、他に転用しません。

以上

ご提出をお願いする書類に関して

健康保険法および厚生労働省の指導により被扶養者資格の再確認を行います。これは健康保険法施行規則第50条に基づき皆さんには提出義務があります。

下表の中から該当する必要書類を健保Webサービス「iBss」にて添付(アップロード)いただき、ご提出ください。

＜1. 必要添付書類＞ ※添付書類の詳細は＜2. 書類案内＞参照

(- : 不要、● : 該当者のみ必須)

被扶養者	① 収入の証明書 (現在収入がある場合)	② 送金の証明書 (別居の場合)	③ 学生証(写) または 在学証明書	④ 住民票	⑤ 所得証明書	⑥ 海外居住者 被扶養者 収入状況届
扶養家族は 配偶者 のみ	● (配偶者)	-	-	-	-	● (海外居住者)
扶養家族は 配偶者と子 のみ	● (配偶者・子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者がおらず(離婚・未婚・死別) 扶養家族は 子 のみ	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者は共働きで 子のみ扶養 ※別添「被扶養者となられていない 配偶者様について」をご参照ください	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	- (今年度省略)	- (今年度省略)	● (海外居住者)
配偶者・子以外の親族を扶養 ※ 配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母等の 直系尊属以外は別居の場合認定不可	● (扶養親族)	● (扶養親族)	-	● (全員記載)	● (年度末年齢 17歳以上の 同居者全員)	● (海外居住者)

＜2. 書類案内＞

添付書類	注意事項	入手先
① 収入の証明書	給与収入 ※別添「給与収入のみである被扶養者の 年間収入の取扱いについて」を ご参照ください ・給与明細(直近3ヶ月分) ※定期的に支給される交通費や諸手当、賞与も収入とみなします ※通帳は手取り金額となるため不可 ・労働条件通知書(雇用契約書)(年間収入を確認できるものが交付されている場合のみ) ・給与収入のみである旨の申立書(収入が給与のみの方)	勤務先 健保様式
	年金収入 ・企業年金・私的年金の振込通知書または年金額通知書(直近のもの) ・公的年金は提出不要	企業年金・ 保険会社 等
	営業収入・不動産収入・農業収入 ・利子収入・配当収入等 ・令和7年分の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書 ※所得金額がマイナスの場合も必要	税務署 等
	各種手当金(傷病手当金等) ・各種手当金等がある場合はその金額が確認できるもの	健保 等
② 送金の証明書	・通帳やATM利用明細書等、送金者・受取者・金額が確認できるもの (直近6か月分) ・単身赴任による別居の場合は提出不要 ・学生が通学のために別居している場合は提出不要 ・特別な事情がある場合は連絡欄に記入のこと	銀行 等
④ 住民票	・世帯全員の記載があるもので、続柄記載のもの ・続柄は省略しないこと ・別居の場合はそれぞれの世帯毎に全員分必要 ・3ヶ月以内に発行されたもの	市役所・ 区役所・ 町役場 等
⑤ 所得証明書	・令和8年度のもの(令和7年の収入について記載のあるもの) ・収入額が記載されたもの ・収入額の記載があり、現在退職している場合は連絡欄に退職日を 記入のこと ・住民税の決定通知や源泉徴収票では代用不可	市役所・ 区役所・ 町役場 等
⑥ 海外居住者被扶養者収入状況届	・令和8年1月1日現在、非居住者のみ提出	健保様式

被扶養者氏名欄に記載されている方を削除する場合や、次のいずれかに該当している場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」にて扶養削除の届出をして下さい。 <http://www.nippokenpo.jp/> (NIPPO健康保険組合HP参照)

- ① 就職した者 (勤務先で保険に加入した場合を含む)
- ② 結婚等で他の人の被扶養者となった者
- ③ 死亡した者
- ④ 給与・年金(障害年金含む)・失業給付・傷病手当金・出産手当金・その他収入(給付金等、場合により一時金も含む)の合計が
年額130万円(月額108,333円)を超えている者
 ※60歳以上又は障がい者の場合は年収180万円(月収15万円)、19歳以上23歳未満の場合は年収150万円(月収125,000円)
 ※人手不足等による一時的な収入増の場合は「年収の壁・支援強化パッケージ」による事業主の証明書をご提出ください
- ⑤ 同居していなければ被扶養者として認められない者と別居したとき
- ⑥ その他実質的に被保険者により扶養されていると認められない者

※注意※

提出期限までに提出のない者、必要書類不備の者については、
令和8年10月1日から被扶養者資格が無効となります。

被扶養者となられていない配偶者様について

N I P P O健康保険組合

夫婦共働きで子供や親を扶養している場合（夫婦共同扶養）、夫婦のどちらも扶養することができてしまうため、健康保険法では収入の多い方が扶養者となることと決められています（令和3年4月30日厚生労働省通知）。

そのため健康保険組合では、扶養の認定を行う際、また年に一度の被扶養者資格の再確認（検認）の際には、夫婦の収入を比較することが必要となります。

NIPPO 健康保険組合では収入比較を行い、どちらの扶養となるかを判断するため、検認では被扶養者となられていない配偶者様におかれましても収入額（年収）を申告していただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※当面の間、検認では自己申告とし、所得証明書の添付は省略いたします。

虚偽の申請による罰則

虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、被扶養者資格は遡って削除され、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し返還しなくてはなりません。

被扶養者認定は健康保険組合にて総合的に判断します

被保険者（扶養者）の経済的扶養能力や、認定対象者（被扶養者）の収入・生活の実態等を総合的に判断し、社会通念上妥当であると認められる場合のみ被扶養者として認定します。

夫婦共同扶養のポイント

- ・夫婦共同扶養は、年間収入の多い方の被扶養者とする。
- ・年間収入は、過去の収入・現在の収入・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ額とする。
- ・夫婦の年間収入の差額が1割以内である場合は主たる生計維持者の被扶養者とする。
- ・育児休業等の期間中は、特例的に被扶養者の異動は行わないこととする。ただし、新しく誕生した子については改めて扶養認定を行う。
- ・夫婦の年間収入の逆転等により子の扶養者が変更になる場合は、年間収入が多くなった方の加入する健康保険に申出を行う。

給与収入のみである被扶養者の年間収入の取扱いについて

NIPPO 健康保険組合

今般、厚生労働省からの通知により、健康保険における被扶養者の年間収入についての取扱いが新たに示されました。

被扶養者の認定手続きについて、給与収入のみの方に限り、労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明らかな場合は、下記の取扱いが適用されます。

1. 適用日

扶養認定日が令和8年4月1日以降のもの

2. 「労働契約内容での手続き」の取扱いが適用される条件

- ①収入が給与収入のみであること
- ②労働条件通知書等により年収の計算が可能であること

《変更のポイント》

- ・時給・月給等の賃金、所定労働時間、所定労働日数から年間収入を算定します
- ・通勤手当、賞与、諸手当（毎月固定的な手当：食事手当・資格手当・役職手当・地域手当・住宅手当等）、固定残業代（みなし残業代／契約書に毎月固定の支払いが定められる場合）は収入に含まれます
- ・労働契約段階で見込まれていなかった超過勤務手当や臨時賞与は、原則「臨時収入」として年間収入の算定には含まないこととなります

3. 認定時の添付書類

下記2点の証明書類が必要です

- ①労働条件通知書
- ②給与収入のみである旨の申立書

4. 被扶養者資格の再確認（検認）時の添付書類

検認では、実際の年間収入との乖離を確認するため給与明細（直近3ヶ月分）を確認します。

労働条件通知書等において賃金や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合や、臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円を大きく上回っていることが判明した場合には、被扶養者の認定は取消されます。

臨時収入によって年間収入が130万円以上となっていることが判明した場合、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明を提出いただきます。

5. 扶養基準額 ※基準額に変更はありません

年間130万円未満

※60歳以上または障がい者は年間180万円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は150万円未満

※上記要件のほか、従来どおり被保険者の年収の1/2未満であること

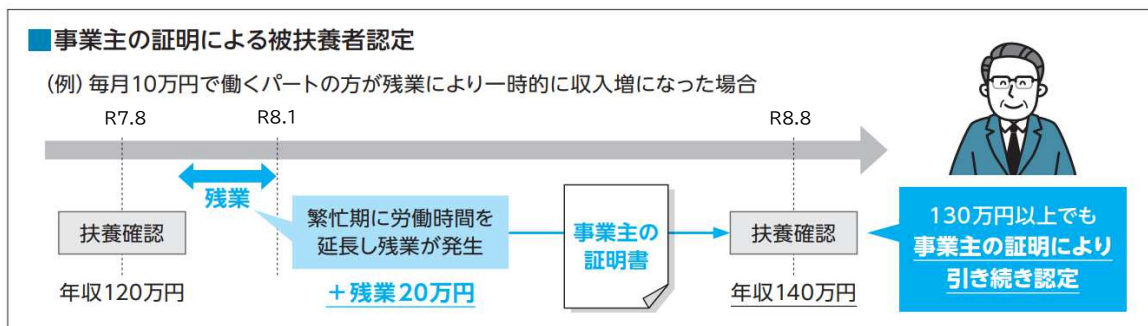
以上

年収の壁・支援強化パッケージ

「130万円の壁」への対応

年収130万円・月収108,334円（60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障がい者は年収180万円・月収15万円、19歳以上23歳未満は年収150万円・月収125,000円）以上となっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である旨の事業主の証明を添付することで、扶養継続を可能とします。

ただし、基本給の変更等で年間収入が**恒常的に**130万円以上となる場合は、従来どおり扶養から外れることとなります。



事業主の証明について

証明する事業主は、被扶養者のパート先やアルバイト先です。

証明書様式の入手について

厚生労働省HPよりダウンロードできます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

証明期間について

今回の検認では直近3ヶ月分の給与明細を提出いただきますので、**令和8年5～7月分**の期間について証明をもらってください。

前年の年収が一時的な収入増加により130万円を超えている場合は、前年についても事業主の証明が必要です。

認定の上限について

あくまでも「一時的な事情」の場合であるため、原則、連続2回（2年）までが上限となります。

一時的な収入増加の要因について

主に時間外勤務手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されるため、基本給が上がった場合等、今後も引き続き収入が増えることが見込まれる場合は、一時的な収入増加とは認められません。

想定されるケース

- ・他の従業員が退職・休職したことにより一時的に業務量が増加
- ・突発的な大口案件等により一時的に事業所全体の業務量が増加

被扶養者の認定について

社会保険の被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たさなければ、被扶養者として認定できません。

提出書類について

事業主証明以外にも、その他の書類をご提出いただく場合があります。

被扶養者削除手続きについて

勤務時間の増加等によりパート先にて被保険者資格を取得した場合は、被扶養者の削除の手続きが別途必要になりますので、被扶養者（異動）届をご提出ください。